

令和3年度第4回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和4年3月22日（火）

逗子市総務部情報公開課

令和3年度第4回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和4年3月22日（火）

午後2時30分～

場 所 市役所5階 第3会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第6号 農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による保有個人情報の提供について【経済観光課】
3. 諮問第4号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について【情報公開課】
4. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

経済観光課長	黒 羽 秀 昌
経済観光課係長	大 野 宏 子

事務局等出席者

情報公開課長 矢 島 小 百 合

情報公開課副
主 幹 栗 原 達 也

情報公開課
会計年職 度員 判 治 恵 子

会議の公開・非公開の別 公開

傍 聴 者 なし

配 付 資 料

- ・ 第4回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 令和3年度第3回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料1】 諮問第6号 農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による保有個人情報の提供について（諮問）
【経済観光課】
- ・ 【資料2】 諮問第4号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について（諮問）
【情報公開課】
- ・ 【資料3】 逗子市個人情報保護条例の解釈運用基準（平成3年要綱）新旧対照表
- ・ 【資料4】 令和3年度第4回 個人情報事務登録簿の変更状況集計表等
- ・ 【資料5】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午後 2時30分開会

○安達会長 それではおそろいになりましたので、ただいまから令和3年度第4回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立します。

早速議事に入りますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、速やかな議事の進行に御協力をお願いします。

では、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 どうもありがとうございます。

資料5点ですが、皆様のお手元におそろいでしょうか。よろしいですか。

それでは議題1に入ります。

逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてですが、事務局からお願いします。

○矢島情報公開課長 先日校正依頼いたしました令和3年度第3回議事録を御確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○安達会長 皆様、既に校正していただいておりますので、修正内容等について、まず御確認ください。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特に御異議等ないようですので、お手元に配付いたしました議事録のとおり承認するということにさせていただきます。

○矢島情報公開課長 ありがとうございました。

○安達会長 では、議題2ということで、まず所管課の御入室をお願いします。

—経済観光課 入室—

○安達会長 それでは、議題2、諮問第6号 農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による保有個人情報の提供について、所管課は経済観光課ということで、これを議題といたします。

では最初に、職員の方々の自己紹介をお願いします。

○黒羽経済観光課長 私は逗子市役所の経済観光課の課長をしております黒羽と申します。よろしく願いいたします。

隣におりますのが、経済観光課の係長をしております大野と申します。よろしく願いいたします。

○大野経済観光課係長 よろしく願いします。

○安達会長 では、諮問内容について御説明をお願いします。

○黒羽経済観光課長 平成29年2月に、こちらの個人情報保護運営審議会さんを通して答申いただいていることではあるんですけども、農地情報の公開システムのためのインターネット、L G W A N とかの共有化のための情報提供を認めてくださいということで、平成29年にさせていただいたような状況になっております。

それが、今度、その当時はL G W A N 領域という形でかなり閉鎖的にされていた領域だったんですけども、今度、国のほうの方針でインターネット領域のほうで、その情報提供された情報を格納して、市町村とか都道府県によっては農地の情報とか現地で見て現地で直したりとかすることがありますので、そういうのに対応できるような形で運用を図っていきたいというような形で、その情報自体というよりも情報を格納する場所が変わった関係で、個人情報保護条例の第11条第2項のオンライン結合による保有個人情報の提供を変更する場合に該当するかと思ひまして、こちらのほうでお伺いさせていただければというふうに考えております。

内容のほうとしましては、農地の集積とか集約化を進めるために、逗子市だけではなくて各市町村が持っております農地の情報をオンラインで結合することによって、その耕作がうまくいっていない農地の情報ですとか、あるいはその農地を法人で耕していきたいというようなところがあった場合、そういう情報が分かりやすいような形にしていくと、あるいはその申請をしていくのにネットワークを使った上での電子申請ができるようにしていくということが目的になっているものでございます。

こちらについて、大体逗子市のほうから提供するものとしましては、農地台帳の農地の所有者ですとかの個人情報になっておりまして、住民基本台帳上の宛名番号ですとか世帯番号、それと農地全般の地目、面積、それと場合によっては、逗子のケースだとほぼないんですけども、賃借料とか、そういった料金のことですとか、160人程度の情報が入っているような形になっております。

こちらのほうについては、先ほど申し上げましたとおり、既にL G W A Nのほうでは提供して上げさせていただいているところ、それがインターネット領域というふうに場所が変わってくる関係で諮問させていただくという形になっております。

以上でございます。

○安達会長 どうもありがとうございます。

ちょっと資料の図のほうで、少し説明をお願いしたいんですけれども。

○黒羽経済観光課長 イメージ図があるかと思うのですが、こちらのほうのイメージ図の現行のシステムと今後というところがあると思います。

今、現行のシステムのほうとしては、農地情報公開システムというところで、その下に書いてあります非公開情報というところが、その下にありますL G W A N領域というところが、そこについての情報を差し上げているような状況になっております。こちらが丸々移行するような形、農業委員会のサポートシステムというところに移行するような形になりまして、そのインターネット領域のところに情報が入ってくるという形になります。

これを活用しまして、その今後のところの農業委員会サポートシステムのほうにデータが移行されまして、その後それを活用してe M A F Fというシステムらしいんですけれども、その非公開情報については農業委員会、全国の農業委員会とかが見られるような形での情報という形で、限定されている情報で出していく形。それと、あと地目ですとか、ある程度公開可能な情報なものについてだけは、一般の人たちもインターネットを使って見ることができるという形にするということでございます。

すみません、一般の人たちが見られるインターネット領域につきましては以前も今も同じような形でできているような形で、それについては変わりはないという形になっております。

○安達会長 この次の資料、セキュリティ関係については何か説明ありますか。

○黒羽経済観光課長 インターネット領域になりますと、不特定多数の人たちが接続することが可能になってきますので、そういうものについてもセキュリティを国のほうが、大体11項目にわたってセキュリティを強化した上で運用していき、その一番最後のほうになりますと、どこで情報が漏洩したかによって、

その情報の責任分界点を出しているような形になっております。

逗子市のほうにつきましては、4. のほうの図を見ていただきますと、①のP C農業委員会等というところが該当しているような形になっておりまして、ここが私たちのほうの情報を、ここから漏れたとしたら私たちが責任を持つという形。それで、農業委員会サポートシステムのほうから漏れたような形であれば、全国農業会議所というところが責任を持っていくと。それで、さらに、そこからインターネット領域を使って閉鎖的なものと公開的なものがあるんですけれども、そちらのほうからデータが出ていくという形であれば、国のほうの責任という形で、責任を持った上でセキュリティを行って事故がないような形にして運用していくという形になっております。

○安達会長 どうもありがとうございました。

以上の御説明について、何か委員のほうから御質問等ございますか。

○海原委員 少し前に戻っちゃっていいですか。一回、前に諮問されているということなので。少し前、前回諮問された。

○安達会長 前回のことね、はい。

○海原委員 ちょっとすみません、初歩的なことで教えていただきたいんですけれども、二、三点ぐらい。

農地の一元管理を共有するということは、多分、キーが世帯番号になると思うんですけれども、そうすると宅地も入ってきますけれども、それも公開していくということですね。

○黒羽経済観光課長 いえ、宅地については、私たちがそもそも提供するところの中に宅地は入っておりませんので、農地のみという形になっております。

○海原委員 世帯番号でも農地のみということですね。

○黒羽経済観光課長 そうですね、はい。

○海原委員 分かりました。

それから、更新する場合、地目とかいろんなものを更新しますよね。そうした場合、ネット、オンライン結合をしていなければ、多分、何月何日にこういうふうになりましたということで、そのデータがくっついていくと思うんですけれども、オンライン結合しちゃうと、それがなく通っていつてしまうと思うのですが、その場で見られますよね、オンラインで。

○黒羽経済観光課長 はい、見られます。

○海原委員 ということは、何日に更新したという情報はついているんですか。

○黒羽経済観光課長 その地目がいつ変わったかということですか。

○海原委員 例えばそうですね。

○黒羽経済観光課長 いわゆる不動産登記法上だと、何月何日に地目変更とかと
いたりしているのが、似たような形で出るかということでしょうか。

○海原委員 そうですね。

○黒羽経済観光課長 今の様式だと、そこまでは出てこないような形になってお
ります。

○海原委員 出てこないということは、オンラインで見ちゃうと、そのまま、そ
の時間の段階でどうなっているかということですか。

○黒羽経済観光課長 そうですね。その時間の段階。

○海原委員 1秒後に変わったとしても、その前の状態。

○黒羽経済観光課長 そうですね。その時間の段階での最新情報が見られる形で、
それ以前の地歴とかは見えないような形になるかと思います。

○安達会長 よろしいですか。

ちょっと前回の2017年2月3日付の答申のほうの資料と比較すると、どの部
分が一番分かりがいいですかね。根拠法令として、農業委員会等に関する法律
については、これは特に改正などはない。

○黒羽経済観光課長 改定はありません。

○安達会長 同じ条文ですか。

○黒羽経済観光課長 はい。同じ条文でございますし、農業委員会が事務を行う
に当たって、その必要な情報を提供するという法律上の文面になっておりまし
て、それは変わりはありません。

○安達会長 逗子市には農業委員会というのはあるんですけど。

○黒羽経済観光課長 いえ、ございません。農業委員会がない場合につきまして
は、逗子市についてもそうなんですけれども、市町村がその職能を行うという
形になっておりまして、今回のケースの場合ですと逗子市が行うという形にな
っております。

○安達会長 市長ということですね。

○黒羽経済観光課長　そうです。

○安達会長　これは農業委員会法51条の括弧書きのところにありますけれども、農業委員会を置かない市町村にあっては市町村長というところですかね。

○黒羽経済観光課長　はい、そのとおりでございます。

○安達会長　それで、ずっと比較対照すると、違っているのはオンライン結合の内容等というところだけでしょうか。ほかは前回と同じですか。

○黒羽経済観光課長　そのとおりです。

○安達会長　提供する情報、提供先等については変更はなく、オンライン結合の内容、方法等が今回変更になるという、そういう趣旨と理解してよろしいですか。

○黒羽経済観光課長　はい。情報上はそのような形になっております。

○安達会長　従来のL G W A Nを通じてではなくて、新しく設定されるシステムに移行するということですが、従来から農地情報の一元管理共有という目的の下でオンライン結合していたものについて、オンライン結合の内容、方法が今度変更になるということですね。

○黒羽経済観光課長　そのとおりでございます、はい。

○安達会長　これは変更になる理由は何なのでしょう。

○黒羽経済観光課長　逗子市とかみたいに農地が少ないところだったらいいんですけども、大きいところになると何万筆にもなってきたりとかするんですね。その農地に行ったときに、現地での地目が変わっていたりだとか、あるいは現地で見た中で地図が変わっていたりだとか、いろいろ情報を変えたりとか、耕作者が変わったりとかするときに、その場でタブレットだとかを持って行って書き込みできるような形でやっていきたいということだそうです、国のほうの意向としまして。それを情報として一度市に持ち帰って、市でぽちぽち叩いてということになると、すごく時間がかかるというところもあります。

○安達会長　そうすると、利便性をよくするという趣旨ですかね。従来の農地情報公開システムというのは、これは廃止になるんですか。

○黒羽経済観光課長　そうですね。移行されていくような形になって、L G W A Nのシステムではなくて、農業委員会のサポートシステムという形で入ってくるといふ形になります。

○安達会長 全国的に廃止されて。

○黒羽経済観光課長 そうですね。移行されていくという形になります、全国的に。

○安達会長 農業委員会サポートシステムのほうに移行するという、そういうことでしょうか。

○黒羽経済観光課長 はい。

○安達会長 ということで、入力する情報については変更はないんですね。

○黒羽経済観光課長 内容としては変更ございません。

○安達会長 ないですね、はい。

ということですが、いかがでしょうか。

○島田委員 幾つかあるんですけども、まず、一般利用者とありますよね。これは具体的には誰を指すんですか。

○黒羽経済観光課長 いわゆる、今想定されているので分かりやすいもので言えば、耕作放棄地とかありますよね、そういうところを耕作したいという人たちですね。それが法人であったり、普通の一般の人だったり、他県の農業者であった場合もあると思います。

○島田委員 そうですか、耕作希望者。一般市民ではないということですか。

○黒羽経済観光課長 一般市民も、見ようと思えば可能です。インターネット領域です。

○島田委員 あと、今、会長からちょっと質問あったんですが、これへ変更することによってどういうメリットがあるんですか。

○黒羽経済観光課長 農業委員会とかが農地の情報とかを入力するに当たって、今までLGWANというやつになりますと、市役所ですとか国とか県とかに対しての閉鎖的な通信網を使っているような形になりますので、外に出て行って実際に見に行って書くということができないんですね。入力するということができなくて、一度役所に戻って、それ専用の端末でやっていかないと情報が入力できないというところがあったところ。それが、実際にインターネット領域をやることによって、例えばタブレットとかを現地に持って行って、耕作者が替わったというところを、聞き取りをしたときにそこで直すことができ、それがそのまま反映できるという形になってくるということで、手間がすごく

なくなってくるといふところと、あと電子申請にも対応しやすくなるところでございます。

○島田委員 あと、このシステムを調べますと、これがちょうど昨年10月で、会計検査院で非常に問題あるシステムという指摘があったわけです。御存じですかね。

○黒羽経済観光課長 すみません、そこまでは分らなかったです。

○島田委員 言ってみれば137億円を投じた農地情報公開システムですけども、ユーザー、利用者の8割が日常利用していないと、そういうことで、費用をかけたけれども、無駄なシステムになっていると、こういう指摘のあるいわゆるシステムで、いろいろ報道もされたものですね。

それで、どこが問題かというところ、要するに大きく2つありまして、会計検査院が17道県の783の農業委員会を対象に調査したけれども、47%がいわゆる農地台帳のみ使用と。農地台帳ですよ、手作業のね、あれだけ投資していて、実際にこのシステムは利用していなかったと。それから32%の農業委員会は、既存の農地台帳システムを主として使って、公表データの更新時などに限って、一部限定して、ほとんどこのシステムは一部限定して利用していると、更新データのときだけに。だから、結局は79.1%は日常業務では使用されていないと、こういうような、これは全国規模で会計検査院が指摘して、改善を指導して、いわゆる金子農相が10月26日に改善を図るように指導したと、こういうシステムなんですね。そういうことに照らすと、当市では実際には利用されたことあるんですか。

○黒羽経済観光課長 逗子市に関して言えば、そもそも農家がいらっしゃらないんですね、農業委員会もないような状況になっています。ですので、逗子市で該当してくるような人たちというのが少ないということと、あと農地自体の筆自体も、ごめんなさい、農地台帳のほうも160人程度という形で、農地という地目を持っていて土地を持っている人たちは160人程度しかいないという形で、かなり全国規模ではほぼほぼ使われることはないかなとは思っております。

○島田委員 過去に、これは実際に使用されたことはあるんですか。

○黒羽経済観光課長 私が来てからはないです。

○島田委員 何年前、いつ頃。

- 黒羽経済観光課長 私は2年前に来ました。
- 島田委員 じゃ、実際に使う段となると、実際はこれは試行されたことはあるんですか、使用の。テストでも何でもいいんですけれども。
- 黒羽経済観光課長 実際にどのような状況になっているかということで。
- 島田委員 はい、そう。
- 黒羽経済観光課長 それは確認させていただいております。
- 島田委員 データの更新もされているんですか。
- 黒羽経済観光課長 データの更新は。
- 大野経済観光課係長 そうですね、やっています。
- 黒羽経済観光課長 やっているそうです、すみません。やっています。
- 島田委員 やっておられる。じゃ、使用されているんじゃないですか。
- 黒羽経済観光課長 ただ、内部のほうでの使用になってきて、いわゆる一般の利用者さんたちの利用というのとちょっと違ってくるので。要はメンテナンスをするために、最新の情報にするために私たちのほうで直していくという形になりますので、それは行っておるんですけれども、先ほど言われていた国の会計検査院さんの指摘というのは、一般の利用者さんたちがあまり使われていないという形がメインだったかと思うので、それが頭にありまして、それを今お話ししているところです。
- 島田委員 あと、前回の審議会のときに、ちょっと私はその当時いなかったんで議事録を拝見しますと、何か逗子市では20か所ぐらいが対象であると、当時。2016年時点の議事録を拝見しますと、今日、先ほど追加資料のあった、20か所程度が逗子市では対象だという担当者の答えがあったんですが、これはその後どうなって、どのくらい、やっぱりこのぐらいなんですか。
- 黒羽経済観光課長 大体同じぐらいだとは思いますが、逗子市の場合だと都市化が進んでいる部分もありますので、全体の面積としては減っていつている部分があります。
- 島田委員 以上です。
- 安達会長 費用対効果に関しては相当いろいろ議論もありそうな感じがしますが、その政策的当否の問題はちょっとここでは議論できませんけれども、中身に関して、従来、2016年度に行われた諮問と同等の内容でオンラインの結

合の仕方が今般全面的に切替えになるんだということについてお諮りするということになりますけれども、そういう観点から見ていかがかということですね。

ちょっと1点質問なんですけれども、対象となる個人情報として、これは前回と同じなんですけれども、農地の所有者の個人情報ということになるわけですか。

○黒羽経済観光課長 農地の所有者の個人情報になりまして、農地を所有している方と、それを借りて賃借して耕作していらっしゃる方もあれば、そういうところも入ってくる。

○安達会長 賃借人がいる場合には、賃借人も入るということですか。

○黒羽経済観光課長 はい。

○安達会長 その点を書いておく必要はないのでしょうか、所有者とだけ書いてありますので。イメージ図のほうを見ると。

○黒羽経済観光課長 すみません、個人の類型という形で一番多いのがそれになりましたので、申し訳ございません。そこは訂正させていただければと思います、もし必要があれば。

○安達会長 そこは訂正していただいたほうがいいですね。イメージ図のほうを見ると、所有者だけではなく耕作者の氏名住所等も入っていますので、そこは同じようにしておいたほうがよろしいのではないかと。

○島田委員 あともう一つ、先ほどちょっと聞き落としたんですが、この図で現行のシステムと今後のシステム、これありますよね、対比表。これはいつから実施する計画なんですか。

○黒羽経済観光課長 一応、国のほうの予定としましては、来年度からやるという形にはなっていますが、その情報が調い次第という形になると思います。

○島田委員 それは、先ほどの会計検査院の言う無駄なシステムだというのは改善が反映されているんですかね。

○黒羽経済観光課長 そこまで、私もその情報を知らなかったので聞き取れなかった部分はありますが、こういう形で一般の人たちも利用しやすいような形でのインターネット領域に移動してきたということから考えると、会計検査院の答申を受けた中で、利用勝手がよくなるような形でやられたのではないかというふうに推測されます。

○安達会長 そのほか御意見、御質問等ございますか。

○海原委員 6 ページの情報セキュリティ対策のところの上から2 番目、アクセス制御というところ、これは多分アクセス権限のところだと思うんですけども、これは特定のアクセスというのはどなたで、誰がどう決めているのでしょうか。

○黒羽経済観光課長 すみません、ここら辺については国のほうが決めておりまして、まだその詳しい内容については伺っていないような状況です。

○海原委員 国が決めて流れてきて、行政、地方自治の逗子市で決めるという。

○黒羽経済観光課長 いえ、多分もうパスワードなり何なり、あるいはパソコンなりを登録しなさいだとかという話になった中でやっていくのだと思うのですが、どのような形でやるかというのは、まだ国のほうからそういうお話が来ていないので。

○海原委員 指針、ガイドラインが来ていないということですか。

○黒羽経済観光課長 そうですね。

○島田委員 あと、情報セキュリティに関して今質問あったんですけども、これは、今日、諮問に載っているのは国のセキュリティ方針、国のシステムですから。国の情報セキュリティの方針に則ったこれなんですよ、国の政策の対応なんです。これは逗子市で関わるとすれば、逗子市自体の情報セキュリティ方針に基づく対応を入れなくていいのかなんですよ。国のものをそのままやっても、大部分は一致すると思いますが、ただ、逗子市で関与する担当者、それ特有の逗子市の情報セキュリティ方針あるわけです。それに則った対策もあるわけで、それを提示して、こっちはあくまでも補完的に補うというか、国の方針を。そういうふうなちょっと主客逆転のほうが基本的な考え方として必要ではないかなと、こういうふうに思います。

○黒羽経済観光課長 こちらのほうの資料の4. のところを見ていただきますと、このセキュリティ体制のところを書いたかと思います。逗子市のほうで情報セキュリティが絡んでくるとすればなんですけれども、赤枠で囲っているところ、白黒ですみません。右方の①、②の情報についてを農業委員会のサポートシステムに移行するときの段階で、それをデータを移しますので、そこはうちのほうのセキュリティ上の問題はあるかと思うんですが、そこから後、3 番と4 番

のほうにつきましては、その情報を運用していく側になってきます。その運用していく側が、そのガイドラインに則った上でやっていくような形になるので、そこに逗子市の情報セキュリティの遵守事項ですとかというところはあまり関わってこないのではないかと思います。

○**島田委員** おっしゃるとおりですけれども、1、2番と一番関係する。あと、やっぱり情報の活用をされる場合の情報方面その他の対応というのがあろうかと思うんですけれども。だから、もちろん国の関わる、国がやることについてはむしろこっちに書かなくてもいいのではないかなと、逆に逗子市固有の、特有のことについては今まで、これは事務局が調整してもらいたいんだね。今までひな形というか、逗子市特有の外部のものを使う場合については、審議会、前々回ですか、2回ほどありましたよね。

具体的には、地方税の口座情報のオンライン結合によるという諮問第26号のとき、それから諮問27号で保育料等に係る口座振替情報オンライン結合、ああいったところでは逗子市自体としての対応を載っているわけです。これはちょっと提案者の経済観光課では御存じないことで、ちょっとむしろ事務局と調整して入れる必要があるのではないかと、私はそう思います。

○**安達会長** 今の御指摘あった点というのは、この資料の最後のほうの責任分界点の①、②ですかね。①、②の部分が利用者組織管轄の責任となる事項ということで、これが逗子市として責任を負うべき範囲ということですよ。

○**黒羽経済観光課長** はい、そうです。

○**安達会長** そうすると、このセキュリティ事故例にあるような情報漏洩等に対する備えが、逗子市としてどの程度あるかという。

○**黒羽経済観光課長** それにつきましては、逗子市のほうのセキュリティに則ったような形での、サーバの中に情報を入れているような形になっておりますので、逗子市のセキュリティ上の問題がないような形では、情報を格納している形にはなっております。

○**安達会長** ただ、従来は入力するときは市庁舎内部で入力していたわけですよ。市庁舎内に戻ってきて入力をするというのに対して、今度は現地でタブレットでも入力できるというふうになりますから、少しその辺は事情が違ってきますよね。

○黒羽経済観光課長　そうですね。現地でタブレットで入力するという形になるのが、こちらの農地台帳のほうにももちろんあるんですけども、そのタブレットを使うことによって、インターネット領域にある4の場所に直接アクセスして、そっちのほうに書き換えができるという形になってきます。

○安達会長　そういう形で少し変わってきますので、それに対する情報漏洩とか入力ミスとかに対する備えが十分かどうかという問題じゃないですかね。その備えがどうなっているかということ、今御指摘あったと思うんですよね。

これまでいろいろと別の案件で諮問があったときには、市庁舎内部で入力をするということで、その部屋への入室管理とか、パスワードとか、利用者の限定とか、そういうことを伺ってきたわけですけども、市庁舎外でタブレットを使用するという場合については今まであまり議論なかったと思うんですよね。そこについては、事務局のほうで何か市としての基準みたいなものはつくっていたのでしょうか。セキュリティに関する基準みたいなものはあるのでしょうか。何らか、タブレットを使用する場合の安全性に関するマニュアルみたいなものが必要な感じはちょっとしたんですけども。

○黒羽経済観光課長　すごく単純な話ですけども、今現状としましては、タブレットがあって、どこでもインターネットアクセスできますけれども、それをやるときに認証行為というのがありまして、IDですとかパスワードを入れないと、そこにアクセスできないような形になっております。そのような形でのセキュリティはあるのかなと思っております。

○安達会長　それは普通、ごく一般にある。

○黒羽経済観光課長　そうですね。一般にあって、ある意味、よほどのことがない限り大丈夫な形になっているかと思うんですけども、それがどういうふうに変わってくるのかはちょっと分からないですけども、セキュリティを保つような形でのそのアクセスへの仕方、内部情報を変えるときにですね。元々閉鎖的な空間の、空間と言ったらおかしい、公開されている情報ではないところに入っていけるようにするためには、それなりのパスワードですとかというのを準備されている形になるかと思いますので、それを越えていくような形になると思うので、普通に一般の人が入っていく、見る場所と、私たちが書き換えのときに入っていく、見る場所というのが、そのたどり着くまでの関門

というのが多うございますので、そういう意味ではセキュリティが充実していると言ったらおかしいんですけども、より強固にはなっているだろうと思います。

○安達会長　そういう部分についてのマニュアルみたいなものがあるんですか。

○黒羽経済観光課長　今は現状のものしか出ていなくて、今度変わってくるのが、これから後、国のほうから話は出てくるのではないかというふうに考えております。

○森田副会長　今話している部分は、逗子市の側の責任領域だという前提での話なわけですけども、ただ、今回こういうふうなシステムを、言ってみれば国の方針に従って導入するわけですね。そうすると、国のほうは現地確認アプリ用タブレットの使用に関して、国の側でも何らかの方針的なものはないんでしょうか。

○黒羽経済観光課長　利用に関しての国のほうのガイドラインというものがあって、それを改正して、これで入れられるような形に行ったという形は伺っております。

○森田副会長　国のほうが変えたということですかね。

○黒羽経済観光課長　そうです、はい。

○森田副会長　そうすると、大枠としては国のほうが用意したシステムなわけですね、この部分について。

○黒羽経済観光課長　そのとおりです、はい。

○海原委員　国が用意したもの、自分が言うのも失礼ですけども、逗子市のところで、桜山にしてもどこにしても、いろんなキャリアを使っても入らないところも結構ありますよね。いろんなキャリア、電波を使っても入らないところあるじゃない。タブレットで入れられると、僕はとても思えないんですけども。

○黒羽経済観光課長　そこはどうなのかなというところはありますけれども、携帯電話が通じるところ、通じないところがあると思うんですが

○海原委員　結構多いですね、そういうところ。

○黒羽経済観光課長　携帯電話が通じるのであれば、入力是可以かなと思います。

○海原委員　そうですね、はい。

○島田委員　先ほだちょっと僕のほうで前回の答申のセキュリティ関係をちょっとチェックしましたら、必ずしも前回の口座振替とか、あちらのほうがそのまま当てはまらないですね、こちらの我々の答申書の内容は。L G W A Nの利用とか、専用専属端末の設置等が入っていますので、やはりそういったものは、前回のものをこっちへ転用するということはちょっとできないものもあります。

ただ、I Dとパスワードによるアクセス制限、あるいは承認システムとか、逗子市の情報セキュリティ方針に乗って行うとか、そういったことは必要ではないでしょうか。これは添付だと、国のもの、これは国のシステムということで、全くセキュリティは別添1という国のものに従うというふうになっていますが、やっぱり使う側はあまりほとんど利用されないとはいえ、やはり逗子市の対応の立場でのセキュリティ対応という形で、国のものは大いにそれは利用できるところは利用しますけれども、そういうことで。

僕は逗子市の責任を言っているわけじゃないので、国のシステムそのものには大変大きな問題点が過去に幾つもあるので、その辺は私のほうは必ずしも信用できないものですから、そういうことを言っているわけです。

○安達会長　今、委員御指摘のように、このオンライン結合の内容という別添の資料のところでは、1、2として国が行う対応についての説明ですけれども、これに加えて3として、逗子市としてのセキュリティ方針についても書いておく必要があるんじゃないかなと思いました。全くこの部分だけだと、国にお任せみたいな感じになっていますので、逗子市の責任範囲については逗子市としてこういう方針に従ってセキュリティをしていくということが分かるようなところが必要かなということで、それを書き加えていただければいいと思います。

ほかに御質問、御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りします。

ただいまの御意見を踏まえて、2点ほど修正していただくということで、対象となる個人の類型について、所有者だけでなくて耕作者というのを加えていただくのと、オンライン結合の内容について、1、2の次に3を追加して、逗子市のセキュリティ方針について書き加えていただくということですが、そ

れを踏まえて修正をしていただくということを前提に、諮問内容について、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、諮問内容について適当と認めます。

別添の資料について修正していただいたものを後日委員のほうに確認していただいて、その上で答申書を作成するということにしたいと思います。

答申書は、後日事務局を通じてお手元へお届けいたします。

以上で本件については、結論的には全員一致で承認するということにいたします。

○黒羽経済観光課長 どうもありがとうございました。

○安達会長 では、御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

【事務局付記】

会議終了後に経済観光課長より「現地確認アプリ用タブレット」について、現地にて使用する旨説明をしたが、本市セキュリティー基準ではタブレット端末の庁舎外への持ち出しが現状禁止されているため使用しない旨報告があった。

—経済観光課 退室—

○安達会長 それでは、よろしいですか。議案第3に入ります。

「諮問第4号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について」という、これは所管は情報公開課でございます。

では、所管課より、諮問内容についての御説明をお願いします。

○矢島情報公開課長 個人情報保護委員会から示されました資料等に基づき、既に概要等を報告等させていただきました個人情報保護制度の見直しについてですが、非常にタイトなスケジュールであり、まだ正式なガイドライン等は示されていない段階ですが、「諮問第4号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度に係る対応について」として、今回諮問させていただきました。

内容としては、（１）改正後の個人情報保護法にて、条例で定める必要があるとされている事項について、（２）改正後の個人情報保護法にて、条例で定

めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について、（３）その他の事項についてとなります。

ガイドライン等が昨年１１月に暫定版として示されている状況で、４月以降に正式なものが示されると考えますが、現段階で方向性を決めることができるものから審議を進めていただけたらと思います。

今回は検討項目を御提示させていただきましたので、そちらに基づいて、よろしく御審議お願いいたします。

次回以降の審議で必要なものは、順次お示しする予定であります。併せて検討項目に不足があれば、そちらの御指摘もお願いしたいと思います。

まず、資料２の添付資料１ページですが、「条例で定める必要があるとされている事項」です。こちらにつきましては１件のみで、自己情報開示に係る手数料について、条例で定めることとなっています。改正法の内容と対応の方向等をお示ししています。

次に、２ページ、３ページですが、「条例で定めることができるとされている事項」につきましては７項目あります。「条例要配慮個人情報について」、「個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項について」、「審議会への諮問」、「本人開示等請求における不開示情報の範囲について」、「任意代理人による請求に際し、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続を定める規定について」、「開示決定等の期限について、法の規定よりも短い期限に設定する旨の規定について」、「訂正決定等を行うべき期間に上限を設け又は期間の延長に請求者の同意を要とする規定について」の７項目について審議をお願いしたいと思います。

また、４ページの「条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項」につきましては、逗子市独自の個人情報保護委員（救済機関）の設置です。こちらにつきましては、個人情報保護委員会に確認したところ、Ｑ＆Ａにて示されましたので、改正法の内容欄に示しております。

（３）のその他の事項につきましては、改正法と条例の相違する点等で、今後対応について御意見を賜る必要があると考えております。今までの概要の中でお伝えしてきましたが、死者の情報や実施機関が異なる点など何点かございます。今日の検討も踏まえ、今後の会議で御意見を賜りたいと思います。

資料の準備はしているところですが、整理して次回お示ししたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○安達会長 ありがとうございます。

本件について、今回の審議会で諮問をするということですが、当然ながら内容的にはかなり大部ですので、本日直ちに答申するという、そういうことではないというものです。

既に4月から6月まで会議の日程調整を出しておりますが、今後どのようなスケジュールで最終的に答申をするかという点について、事務局としての見通しをまずお話しただいて、それを踏まえて段階的に審議を進めていくということにしたいと思っておりますけれども、まずは事務局のほうでの見通しとしてはいかがでしょうか。

○矢島情報公開課長 先ほどもお話しさせていただいたんですが、会長御指摘のとおり4月、5月で継続審議で、6月に答申予定という形で、前回日程調整をさせていただいたんですが、御審議いただく中で、必要であれば6月以降も想定しなければいけないと考えております。ただし、条例改正につきましてはパブリック・コメントも実施予定で、議会の審議もありますので、そちらを考慮する予定があると考えております。非常にタイトなスケジュールになりますが、御協力というか、御審議をお願いできればと思います。

今日は、先ほどお話ししました資料2に基づいて御審議を進めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○安達会長 まだ国のほうのガイドラインの確定版が出ていないという状況で、4月中には出るのでしょうか。

○森田副会長 そうでしょうね。パブコメはもう期間終わっていますから、そんなに変えないと思いますので。

○安達会長 現状では暫定版ですけれども、それを前提として検討していくということになろうかと思えます。

非常にタイトなスケジュールだということにして、今回を含めて3回ですか、4月、5月と3回に分けて継続的に審議をし、早ければ6月に答申をするという予定で、場合によっては7月にずれ込むということもなきにしもあらずとい

うことですが、ぎりぎりのタイミングというのはいつですか。議会にかけるとすると、7月がぎりぎりですか。

○矢島情報公開課長 その前にパブリック・コメントの予定をしております。8月15日から30日間の予定で今はおります。

それから、議会については第4回定例会なんですけど、今回、今年12月に市長選挙がございますので、各市より少し議会の日程が早まる可能性がありますので、12月議会と言われていますが11月になる可能性がありますので、そちらも考慮しなければいけない点になっております。

○安達会長 11月の議会と。

○矢島情報公開課長 はい。パブリック・コメントも、ずらせても少しですよ。

○安達会長 それを考慮すると、やっぱり7月ですか。

○矢島情報公開課長 そうですね。

○安達会長 7月がぎりぎり。

○矢島情報公開課長 リミットは7月の答申をきちっと、事務局のほうでもまとめなければいけないんですが。

○安達会長 ということで、最終的に答申をした後で事務局のほうで条例の改正案。

○矢島情報公開課長 並行してつくり、条例の。

○安達会長 条例改正案のままで答申をするんですか。それとも、その個別事項について、審議会としてこういう方向でという。

○矢島情報公開課長 答申はいつも、諮問かけまして、御意見としてまとめた上で、それを受けて条例改正案も並行してつくっていくところはあるんですが、条例改正案について御意見というよりは。

○安達会長 答申のほうは論点ごとに、審議会としての考え方を示すわけですよ。

○矢島情報公開課長 はい。それを示していただいた上で、条例改正案。

○安達会長 それを踏まえて、事務局のほうで具体的な条文の改正案を作成して、それについてパブリック・コメントにかけると。

○矢島情報公開課長 そうですね。審議会での答申についても、パブリック・コメントのときにお示しさせていただくように。

○安達会長 ある程度並行して進めていただいて、できれば審議会の場でこんな条文でという条文案まで、主な条例案については出していただいたほうがいいかもしれないですね。

こういう大まかな目安で審議を進めていきたいと思います。

では、今日はその第1回ということで、お示しいただいている資料に従って順番に検討していただくということでよろしいでしょうか。

○矢島情報公開課長 はい、お願いいたします。

○安達会長 では、時間の制約がありますので、一定の時間で打ち切り、あとは次回の審議に回すということにしたいと思います。

それでは、順番に検討していきます。

まず、条例で定める必要があるとされている事項について、事務局から説明をお願いします。

○矢島情報公開課長 添付資料1ページになりますが、先ほど概要をお伝えさせていただきましたが、こちらにつきましては1項目のみで、自己情報開示に係る手数料について条例で定めることとなっています。

改正法第89条第2項で、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされています。

対応の方向としましては、従来どおり手数料は徴収せず、実費のみ徴収したいと考えております。当初、6月の説明会では実費、コピー料等も手数料で定めなければならないとされていたところ、11月のQ&A15ページで、手数料を無料とすること、実費は手数料とは別に定めることが可能とされました。また、こちらには記載していませんが、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料も条例で定めるものとしてガイドラインで示されていますが、匿名加工情報につきましては当分の間は都道府県及び指定都市にのみ提案募集を義務づけられていることから、行政機関等匿名加工情報の仕組みを整える段階で検討が必要と考えております。

条例で定める必要があるとされている事項につきましては以上でございます。

○安達会長 では、この件について、御質問、御意見等ございますか。

○森田副会長 これは、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めな

ければならないということなので、逗子市としては、いわゆる請求自体に関する手数料は今まで取っていないですから取らないと。それで、実施する段階での費用を実費として取っているという、そういうやり方をすることですね、これまでどおりとする。

そうすると、その場合に、今の条例では、単に費用を負担してもらいますよということだけ書いてあるんですけれども、これは改正法に基づく、この具体的な金額とかも規定しないといけないということになるのでしょうか。

○矢島情報公開課長 条例の中にということですか。

○森田副会長 ええ。条例で定める額の手数料という書き方なので、この場合の手数料に当たらないという解釈もできるのかもしれないんですけれども。

○矢島情報公開課長 当たらないというような、Q & Aでそのような形で。

○森田副会長 それは、当たらないという解釈でいいんでしょうか。つまり手数料と実費というのを明確に分けて、別のものとして言っているのであればいいんですけれども、法律の書き方だと、実費の範囲内において政令で定める手数料という書き方なので、ちょっと実費の部分と手数料の部分が法律レベルではごっちゃになっている感じがするんですよ。

○矢島情報公開課長 そうですね。当初、実費も全て手数料なので、手数料で定めることということで、6月の説明会ではあったんですが、その後、各市からかなり、各自治体から質問が出たんだと思うんですが、質問としては、開示請求の手数料とは別に開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することはできるかという質問に対して、答えが、コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能です。なお、法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関における開示請求の手数料は実費の範囲内において条例で定める額とされているところ、実費相当額を重複して徴収することがないように留意する必要がありますということなので。

○森田副会長 実費そのものというふうにはつきりすれば、それは手数料ではないという説明ができるということなんですかね。

○矢島情報公開課長 そうですね。

○森田副会長 ちょっと何か曖昧な説明のような感じはするんですけれども。

○海原委員 つまらないことを言うと、実費といっても、コピーも紙代が多分

1.1円ぐらい、パフォーマンスが1.2円ぐらい、人件費、電気代を合わせても3円か4円なんですね。だから本当の実費という、多分コピーする人の人件費の数秒分、合わせて、それでも5円ぐらいなんですよ。だから、この実費というのは多分慣行的な書き方、森田先生のおっしゃるとおりだと思うんですけども、書き方としてこういうふうにかかれたのかなというふうに理解はしたんですけども。

○森田副会長 元々実費といっても、確かにおっしゃるとおり厳密な意味での実費じゃないんですよ。そういう面もあるので、考え方としてはもうこれでいいと思うんですけども、ただ、これは実費だから条例に具体的に書かなくてもいいという説明で大丈夫なのかどうかというところがちょっと気になったんですけども。

○矢島情報公開課長 確認取ります。

○森田副会長 それはもう手続的なことですので。

○矢島情報公開課長 どこかに費用負担については。

○安達会長 現状では。

○矢島情報公開課長 19条では費用負担という形で。

○安達会長 この費用については、どこかに規定があるんでしたっけ。

○矢島情報公開課長 現状ではハンドブック137ページの費用負担、第19条で、写しの交付に要する費用ということで請求者の負担とするということで書かれているんですが、どういう表現が。

○安達会長 つまり施行規則などには規定はないんですか、金額。

○矢島情報公開課長 解釈にしかない、解釈じゃないか。

○安達会長 いや、そのコピー料金幾らという、この金額についてはどこに。

○矢島情報公開課長 黄色いハンドブックの137ページにありますのと、規則が。

○安達会長 運用として額が書いてあるということですか。

○矢島情報公開課長 はい。ただ、コピー料につきましては使用料手数料の調べが3年に一度ございまして、財政課のほうで取りまとめていまして、コピー料の適正かどうかというのは確認を取っております。

○安達会長 この金額については、特に手数料規則とかではないんですか。

○矢島情報公開課長 ないです。逗子市はないです。

- 安達会長　じゃ、元からこのハンドブックだけですか。
- 森田副会長　ないんですか、じゃ。ちょっとそれはまずいような気がしますね。
- 安達会長　このハンドブックに金額はあるだけなんですか。
- 矢島情報公開課長　そうですね。
- 森田副会長　柔軟に対応しようという趣旨でそうやってきたのかもしれないんだけど、ちょっとこれはやっぱりどこかで定めておかないとまずいんじゃないでしょうか。
- 矢島情報公開課長　財政課のほうにも確認しまして、今ちょうど調べが来ているんですね、コピー料の積算根拠等来ていますので、各市の、各自治体の状況も確認して、どういうふうな定めが必要か。
- 安達会長　例えば施行規則の別表か何かをつくって、そこに。
- 矢島情報公開課長　施行規則の別表、はい。
- 安達会長　金額を書くとかいうことはやらないと、マニュアルだけで書いてあるというのだといかがなものかという感じがします。
- 矢島情報公開課長　情報公開条例も。
- 森田副会長　も、そうですか。そうなっちゃうと、ちょっと連動して。一時にやるのかはともかく、合わせて考えないといけないかと。
- 安達会長　ただ、条例で書きちゃうと改正が結構大変なので。
- 森田副会長　そうなんです。だから、そういう意味で、この改正法の内容は気になったんですけれども。でも、条例以外でも規定されていないとすると、何かそれはどうかなと。やっぱり改正法の趣旨としても、権利義務関係はなるべくはっきりさせようと、要するに利用者の不利にならないという観点ではっきりさせようというのがありますので、それが逆に言うと、費用設定がころころ変えられるというのはちょっと趣旨からいってどうかという感じがします。基本、現状どおりということ自体はいいかと思いますので、その辺、手続的にどういうふうな整備をするかということですよ。
- 安達会長　他の自治体では、何か施行規則を。
- 森田副会長　何か別表で、そうですね、多分規則レベルで別表か何かで。
- 安達会長　そうですね。別表で書いてあったような感じがします。少し御検討をいただければと思います。

- 矢島情報公開課長 はい。
- 安達会長 そのほか御質問等ございますか。
- 海原委員 これは難しいですね。何枚以上だと幾らになるという、どんどん変わっていったら。何枚以上あるとややこしくなってくるというか、適正価格の実費を出すというのは難しいですね。
- 矢島情報公開課長 そうですね。ただ、枚数、何千枚を超えると幾らという。
- 海原委員 下がりますよね。
- 矢島情報公開課長 逆に加算。
- 海原委員 加算だけか。
- 栗原情報公開課副主幹 手数料。
- 矢島情報公開課長 加算ですよ。
- 栗原情報公開課副主幹 委託料的にはなりますね。
- 矢島情報公開課長 ただ、自己情報の開示請求の枚数という、ほかのコピーもありますので。
- 海原委員 市役所全体で見ると、かなり相当安くなるという。
- 矢島情報公開課長 1台ごとの計算でいっています。コピー機、情報公開課ですと2台管理しているんですが、1台は情報公開と自己情報の開示請求や、こちらの資料をつくる時のコピー機、もう1台は市民が使えるような形のコピー機ということで、現在は10円で設定しているんですが、機械にもよります。
- 海原委員 その機械に、メーカーによる。
- 矢島情報公開課長 はい。
- 海原委員 キックバックがあるところもあるし、いろいろだから、実費を出すのは難しいなという気がしているんですけども。
- 矢島情報公開課長 なかなか実費というのは、そうですね。あと、手数料ですと人件費の積算にもなってきました。
- 海原委員 だから、先ほども言ったように慣行で1枚大体10円でやっているという、A4ですね。安いところだと5円でやっていますけれども、大体10円というのは今の慣行ですよ。慣行を、森田先生の言うように条例にね。
- 森田副会長 そうですね。そこは微妙なところで。
- 海原委員 引っかかっているんだろうと思いますけれども。

○森田副会長 何か、これぐらいまでならば実費とっていいだろうみたいな感じですので、なかなか。

○矢島情報公開課長 各自治体の規定も参考にさせていただきたいと思います。

○安達会長 よろしいですか。

他の自治体の例で、最初の開示請求で大量な文書の請求をして、いざ開示するというので写しを全部用意して、さあどうぞと言ったら、見に来ないということがあって空振りに終わってしまうことがあるので、開示請求段階で費用を請求することで、そういった大量請求で、しかし見に来ないような、やや権利濫用的な事態を防ぐというようなことの必要性みたいなのが議論されたりすることはありますけれども、逗子市の場合にはそういう例はあまりないのでしょうか。

○矢島情報公開課長 ないです。自己情報の開示請求がそんなに件数ないと、枚数的に大量なものというのはいないです。情報公開につきましては、少し業者さんが御利用になっている部分は大量な枚数ありますけれども、CDに写した場合は逆に安くなるというような状況もありますけれども。大量の場合はやはり読み込みますので、かなり人件費はかかっていることは確かです。ただ、個人情報自己情報の開示請求で大量のものがあったというのは、私の経験ではないです。

○安達会長 そうすると、そういうことはあまり考えなくていいということであれば、開示請求時に費用負担はないというのが現在の条例ですので、その考え方を踏襲するということでしょうか。

では、この件に関しては従来どおりの対応ということでしょうか。

今後もし変更が生じた場合には、再度検討ということもあり得ますけれども、取りあえずこの方向で進めていただくということにいたします。

では、次に、条例で定めることができることとされている事項について、事務局のほうから説明をお願いします。

○矢島情報公開課長 すみません、7項目全部続けての御説明でよろしいでしょうか。

○安達会長 そうですね。最初にざっと説明してください。

○矢島情報公開課長 添付資料2ページになりますが、先ほど概要をお伝えさせ

ていただきましたが、条例で定めることができるとされている事項につきましては7項目あります。

1 項目めの条例要配慮個人情報につきましては、改正法第60条第5項において、改正法の内容に記載してありますように、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」とされています。

対応の方向につきましては、近隣各自治体の状況も確認したいと思いますが、一自治体だけで定める情報というのではないのではないかと考えております。

2 項目めの個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項についてですが、改正法では、地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別に、別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないとされていることから、現行制度を維持、登録簿を存続する方向で考えております。

3 項目めは、審議会への諮問です。改正法では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるかとされています。

審議会は今後も継続していく方向で考えておりますが、別紙1、こちらの5ページから8ページ、こちらのほうに添付しておりますが、5ページから8ページにありますように審議会の役割が大分少なくなっています。審議会の役割につきましては、条例第28条と、あと個人情報保護運営審議会規則、個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領に規定されているほか、条例第6条関係の取扱い制限情報について、第7条関係の登録簿について、第8条関係の収集の制限、第9条の廃棄関係、第10条の利用及び提供の制限、第11条のオンライン結合による提供の制限、番号法第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価の実施に関する事項が現行ではありますが、改正後の個人情報保護法においては非常に限定的になっており、個人情報の取得、利用・提供、オンライン結合等について類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは法の趣旨に照らして許容されないとされております。

次に、資料 3 ページ、4 項目め、本人開示等請求における不開示情報の範囲ですが、こちらは別紙 2 です。9 ページ以降にお示ししてありますが、法令上に規定する不開示事由と条例上の不開示自由がぴったり一致しているわけではありません。現段階では Q & A に示されているとおり、法に規定する非開示情報の各号のいずれかに該当するか判断せざるを得ないと考えていますが、規定の文言が違っていても開示しないこととする情報の内容が同一のものであれば問題ないのですが、改めて条例で不開示情報として追加的に規定する必要があるのかは思案中でございます。

それから、5 項目め、任意代理人による請求に際し、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続を定める規定についてです。

現行条例では任意代理人による請求は番号法では認められているため、特定個人情報のみですが、本人からの委任状を添付し、委任状に押印する印は実印で、印鑑登録の証明を添付という方法を取っていますが、条例の規定はありません。近隣各自治体の状況を確認し、対応したいと考えておりますが、どこまで条例で定めておかなければならないか検討している状況にあります。

それから、6 項目め、開示決定等の期限について、法の規定によりも短い期限に設定する旨の規定についてですが、現行の 7 日を維持する方向で、延長は現行の 30 日を維持する方向で考えております。ただし、起算日の関係で、他の自治体からも質問が出ていたようですが、当日を入れないという考え方のため、翌日からの計算ですと 7 日が 6 日となり、情報公開条例とは異なる表現となってしまいますので、紛らわしい点をどうするかが課題となっております。

それから、7 項目め、訂正決定等を行うべき期間に上限を設け、期間の延長に請求者の同意を要するとする規定についてですが、こちらは現行の 45 日で、特に請求者の同意を要する規定は今のところ考えておりません。開示決定等の期限同様、起算日が課題となっております。

また、4 ページの「条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項」につきましては、逗子市独自の個人情報保護委員（救済機関）の設置です。こちらにつきましては、個人情報保護委員会に御質問をしたところ、妨げられることはないとの回答がありましたので、継続していきたいと考えてお

ります。

以上、雑ばくですけれども、条例で定めることができるのとされている事項と、条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項の項目になります。よろしくお願いします。

○安達会長 どうもありがとうございました。

全部で8項目ほどありますが、一つ一つ検討するということにしようということですが、本日の審議の時間が十分取れないと思いますので、いろいろと御意見等がおありになるであろうと思われるテーマに時間をかけるか、それとも、さっと一応答えが出そうなテーマと分けて、差し当たって比較的簡単に答えが出そうなものを片づけてからじっくりやるかということですが、どうしましょうか。

具体的には、番号で言いますと、1番の要配慮個人情報について少し議論が必要かなと思いますね。それから、2番についてはそれほどの議論は必要ないかなと思うんですけれども、3番の審議会の諮問は、これは大問題で、ガイドラインなんかを見つつ、きちんと精査しつつ検討する必要があるんじゃないかなと思います。それから、4についても多少時間をかけて検討する必要があると思うんです。5も条例の新しい制度ですので、これもある程度時間が必要ですかね。それに対して、6番、7番は現状を前提ということであれば、それほど時間をかけなくてもいいということになりますか。そして、最後の個人情報保護委員の問題、これは少し議論をする必要あるかなというふうに思います。救済機関の在り方についてどうするかという点も、ちょっと短い時間では拙速になりそうですので、少し時間をかける必要があるかなと思います。

私のほうではそのように整理してみましたけれども、いかがでしょうか。残りの時間、あと15分ぐらいですか。15分ぐらいで検討するとすると、取りあえず、あまり問題がなさそうなところを先にやりますか。よろしいでしょうか。

そうすると、まずは2ページの2番ですね。個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項についてというところですが、従来から条例に基づいて行っている個人情報取扱事務についての登録制度、各所管課で新たに個人情報を収集しようとする場合等について、登録簿を作成して、そこに必要事項を記載するというようにして、その登録簿を公表するというようにしているわけです。

が、これは国の法律にはそれに相当するものがないということで、しかし、Q & Aを見ると、これについては自治体のほうで現状のとおり維持していいというふうに書いていますので、これについては対応の方向として、現行制度を維持する方向ということになっています。

この点について、何か御意見、御質問等がございますか。

○森田副会長 これは登録簿を維持するにしても、ファイル簿はつukらないといけないというのが国の考え方なんですけれども、それはもうそういう前提で両方つukるということですね、それでしたら問題はないと思います。ちょっと仕事は大変かもしれませんが。

○矢島情報公開課長 そうですね。後ほど登録簿の御説明のときに、今日、資料として登録簿をお示ししているんですけども、一部分、やはり変わってきてしまうんですね。利用・提供の区分とかが変わってきますので、そこを直しながら、各所管の意識づけも変わってくるかなという。今、本人同意により収集するというようなところも変わってきてしまいますので、変わってくるかどうかはこれからなんですけれども。登録簿も、ここを直さないと難しい部分もあります。そのまま使えるわけではないんです。なので、ちょっと維持する方向では考えているんですが、変更をしないといけないという作業がございます。

○安達会長 ほかに御質問等がございますか。

維持する方向で、具体的に修正なり調整をするということについて御検討をいただくということですね。

○矢島情報公開課長 はい。

○安達会長 よろしいですか。

それでは、その方向でお進めください。

次に、3 ページのほうに行って、6 番の開示決定等の期限について、法の規定よりも短い期間を設定するということについて、現行の期間を維持するということですが、この点についてはいかがでしょうか。何か御質問等ございますか。

○矢島情報公開課長 すみません、先ほども御説明の中であつたのですが、起算日が当日を含めて逗子市の場合は、他の自治体もあるようなんですが、個人情報保護法では翌日から起算するのということなので、現行の7日間という形

ですと、それが6日というような表現をして、ちょっと情報公開条例とは異なってしまう点が悩んでいるところなんですけれども。

○安達会長 一般的には初日不算入でやることが多いですよ。

○矢島情報公開課長 そうなんです。それを全部、逗子市の場合、情報公開条例も個人情報保護条例も当日を起算日として、請求日を受理日というんですか、起算としてやっていますので、実質7日といっても、土日が入りますので5日間なんです。それでずっと対応してきたんですが、これをそのまま7日とすると1日、情報公開条例とはまた違っていますので。

○森田副会長 それは翌日からというふうにしないといけないということなんです、国の考え方としては。そう言っていますか。

○矢島情報公開課長 はい。もしかしたらたくさんの質問が出て、今回のQ&Aで変わってくる可能性もあるのかともしれないですけども、前回の、それもやはりかなり質問が出たんだと思うんですが、駄目ですとありますよね、どこかに。

○安達会長 国は駄目ですという回答ですか。

○矢島情報公開課長 駄目というか、Q&Aで起算日の御質問に対して、回答では、当日を含めないというような回答でしたよね。

○森田副会長 要するに、結論的に現状を維持する内容であればいいと思うんですよ。ただ、書き方として、今の7日という書き方ではなくて翌日から6日というふうに書かないといけないと国が言うのであれば、それはしょうがないのかもしれないけれども。

○矢島情報公開課長 そうですね。

○森田副会長 そこまで何か国が決めるんですかねという感じはするんですけども。

○安達会長 そこは、ですから、どちらかに決めればいいんでしょうね。どちらかに決めて、それを明確にすればいいということです。

○栗原情報公開課副主幹 いや、このQ&Aを見ると、そうではなく。

○矢島情報公開課長 これと異なる方法を法施行条例で規定することはできませんということで、民法第140条の規定に基づき開示請求があった日の翌日から起算すると書いてあって。質問は、開示決定等の期限に係る初日の算入、また

は不算入といった期間計算の方法について、法とは異なる内容を法施行条例で規定することはできるかという御質問なんですけれども、できませんという回答だったので、翌日から起算して6日というような表現になってしまう。

○安達会長 それは、だから、逗子市としては一般的な起算方法がどちらなのかということじゃないですか。この条例だけじゃなくて、ほかの期間のあるようなものについて、どちらで書いているかですよね。初日不算入で書いてあるのか。

○矢島情報公開課長 情報公開条例に倣って個人情報保護条例もつくっていると思うんですが、情報公開条例は全部その日を含めて起算しているんです。

○安達会長 それ以外の期限に関する条例の規定がどうなっているかですよね。逗子市として、初日不算入として書いてあるのであればそれに従うし、初日を含めた算定方法にしているのであれば、それも構わないんですよね。ただ、それをちゃんと条文上、明記するということだけなので。

○森田副会長 そこはあまりここの答申で言わなくてもいいかもしれませんね。要するに、現状。

○矢島情報公開課長 分かりました。ちょっとそれは確認して、現状維持ではいいきたいと思っています。特にそれで非常に混乱したこともありませんので、日にちがということ。

○安達会長 市民から分かりやすいのは、いつから起算するかというのをはっきり書くほうが分かりやすいので、例えば翌日から起算してとかね。

○矢島情報公開課長 そうですね、分かりました。

○安達会長 というふうに、市民から分かりやすいというのが一番ベストなわけですので。

○矢島情報公開課長 そうですね、はい。分かりました。

○安達会長 では、基本的には現状の期間を維持するということで、具体的な条文の書き方については、また別途検討をしていただくということですね。

よろしいでしょうか。

では、7番の訂正決定等を行うべき期間に上限を設け、また期間の延長に請求者の同意を要するとする規定についてということで、この規定については上限が、逗子市の条例では45日ということですが、これを維持するというのが対

応の方法として記載されていますが、いかがでしょうか。

○森田副会長 これも結論的に現状維持ということでよろしいのではないかと思います。

○安達会長 これも起算日についてはまた同じ問題になりますけれども。

○矢島情報公開課長 ただ、特に現在、請求者の同意を要するという規定がないんですよね。延長に際し、請求者の同意を要とする規定については、特に定めなさいというようなことでもないのです。延長の日には45日を維持する方向なんですけど、国のほうから示されたのが、多分、他の自治体であるんだと思うんですけど、期間の延長に請求者の同意を要するという規定もできますと、条例で定めることができますというふうにされているんですけど、本市ではないので、特に規定する必要はないのではと考えております。

○森田副会長 取りあえず現行でいいんじゃないでしょうかね、そこは。

○矢島情報公開課長 はい、ありがとうございます。

○森田副会長 あと、ちょっとよろしいでしょうか。この開示請求等の関係で、特に訂正請求について、国の制度では開示請求を先行して、つまり開示を受けた上で訂正請求しないといけないという仕組みになっているんですけども、ただ、これについてはQ & Aだったか何だかで、別にそれはそうでなくてもいいよという、たしか見解が出ていて、それなので、ここには挙げていないのかなと思ったんですけども、だから、一応そういう問題点、つまり請求を前提にするかという論点としてはあるんですけども、だから、これは私も実際今そういうものはないので、あえてそういう手間をかけないといけない仕組みは導入しないほうがいいのではないかということなんですけれども、ですから、一応そういう制度は特に導入しないと、現行どおりということでよろしいわけですね。

○矢島情報公開課長 はい、現行どおりで。

○安達会長 ほかに何か御質問、御意見はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これも基本的には現行どおりということで、それを踏まえて具体的な条文の検討をしてください。

では、前に戻って1番から。といっても、あまりもう時間ないんですけど

も、あと5分ぐらいか。

まず、1番の条例要配慮個人情報についてというところ、本日はこれだけになりそうですけれども、これについて検討したいと思います。

近隣各市の状況を確認した上でということで、現状では特に規定はしない方向ということですが、ここはいかがでしょうか。地域の特性、その他の事情に応じて、条例要配慮個人情報というものを追加できるということになっております。

これはよく問題になる例として、LGBTの問題とか生活保護の受給の有無とかですよね。そういうものが議論されますけれども、その点については特に必要ないということでしょうか。

○矢島情報公開課長 特に必要ないということではなくて、配慮が必要なものとは考えているんですけれども、逗子市だけで条例で地域の特性となると、やはり逗子市だけで規定するものなんでしょうかというところが悩んでいるところなんです。

○安達会長 地域の特性というのはどういうふうに解釈するかという問題でもあるでしょうけれども、そんなに地域差があるということではないとしても、特定の市で一定の施策を講じているという場合に、その施策として、一定の事項については差別禁止をうたっている場合に、それを盛り込もうということはありませんよね。

例えばというので、先ほど出ましたLGBTの問題なんかですと、逗子市は対応策というか、対策というか、何らかやっつけらっしゃるんじゃないでしょうか、パートナーシップ制度とか。

○矢島情報公開課長 パートナーシップ制度はあります。ただ、その申請のときに、申請する状況はあっても、何かチェックをするとか、そういう収集の仕方は。

○安達会長 性的アイデンティティーに関して、市として重点施策としてやっている現れとして、例えばパートナーシップ制度といったものがあるとすると、それはまさに地域特性ではと。市としての地域特性として、そういう施策を講じているということは言えますので、全国的にもそういう制度を取っているところはまだ相対的には少数でしょうけれども、そういうものを取り込んでいく

ということは将来的には全国に広がって、国のレベルでも法律で明記するということもあり得なくはないというものですよね。そういったものが、この条例要配慮個人情報の中では想定されているのではないかと思いますけれども。生活保護の受給の有無になると、これはそんなに地域性があるということでもないでしょうけれども。といったことを、少し御検討されてはいかがかなというふうに思いますけれども。

○矢島情報公開課長 はい、分かりました。少し確認をしてみます。

○森田副会長 恐らく新しく加えるということについては、別に今加えなくてもその時々加えていけばいいので、今日、今の条例の要配慮個人情報の範囲とか個人情報保護法の範囲が、ずれがないのかどうかというところなのか。つまり、今までの逗子市の条例で運用してきた要配慮個人情報の範囲と、要するにレベルを基本的には維持しないといけないということがありますので、国のほうの定義を導入することによって、何か抜け落ちるところが出てくるとまずいことはまずいので、むしろその辺のチェックなのかなというふうに思うんですけれども。

○安達会長 現状では、前の改正のときに、国のほうで要配慮個人情報としたものについて条例のほうで拾い上げて、収集禁止にはしないけれども、個人情報登録簿にチェック項目を設けるという形でやりましたよね。そこで、条例に載っていないものについては施行規則のほうで、国の政令に書いてあるものについては全て拾うということにしましたので、現状はカバーできているのかなと思ったんですけれども。

○森田副会長 そういう説明をすればいいのかなと思いますし、一応、この間、その辺の調整はたしか議論はしてきましたので、そういうことであれば当面はこれでいいのかなと思いますけれども。

○矢島情報公開課長 分かりました。今後必要があれば検討して。

○安達会長 あと、場合によっては条例要配慮個人情報を追加できるような受け皿を条例に書いておいて、あとは施行規則のほうで具体的に拾うという、そういうふうにつくっておけば、今後いろいろとできたときにも対応できるかなという気はしますけれども。その点、近隣各市の状況を確認していただいたほうがいいかもしれません。

○矢島情報公開課長 はい。

○安達会長 規定しない方向ということじゃなくて、少し規定する可能性も含めて検討していただくほうがよろしいかと思います。

○矢島情報公開課長 はい、分かりました。ありがとうございます。

○安達会長 時間的にはちょっともう、これ以外にもまだ審議事項ありますので、本日はここまでにさせていただきますでしょうか。

審議会への諮問の問題と、それから大きいのは最後に挙がっている個人情報保護委員の設置の問題、この2つは大きいところですが、ちょっと気になっているのは、国の法律のほうでは開示・不開示決定等に対する不服申立てについて審査請求があった場合には、第三者的な諮問機関に諮問することを義務づけている規定がありますよね。

これは法律の条文で言いますと105条なんですけれども、105条に、これは国の場合ですが、審査会への諮問というのがあって、審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないという規定があって、この105条の第3項に、これを地方公共団体の機関について準用するという規定がありますので、そうすると、これは、この場合の国の情報公開・個人情報保護審査会というところを行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関と読み替えるとしていますので、これは執行機関の附属機関を設置する必要があるんですね。執行機関の附属機関を設置して、そこに諮問することを義務づける規定になっているんですよね。

そうすると、これは何らかに対応する必要があるんじゃないかなとすると、現状の個人情報保護委員については、これは審査請求があった場合とは別立てに、苦情等の申立て機関ですので、逗子市の場合には、正式に審査請求があった場合については特に第三者機関はないわけですね。

○矢島情報公開課長 別の機関であります。情報公開・個人情報に限った機関ではない。

○安達会長 不服審査会はある。

○矢島情報公開課長 はい。

○安達会長 行政不服審査会はあると。

○矢島情報公開課長 あります。そちらにという形で、審理員を。

○安達会長 そうですね。それは審理員手続が入るものですね。

○矢島情報公開課長 はい。それでやっているんです。それが情報公開・個人情報に限っての審査会ではないので、この審理員の手続がどうなるのかというのがよく分からなくて御質問をしたんですけれども、返ってこなかった経緯があって、今ちょっともう一回、もう間に合わないので、ちょっと確認するよう手続をしようと思っています。第三者機関はあるんですが、この国でいう情報公開・個人情報に限っての審査会のようなものではないので。

○安達会長 その場合に、106条の規定によると、審理員手続を外すんですね。審理員手続を除外するという規定がありますので、審理員手続の部分を外して審査庁が審査をするということにはなっているんですね。

○矢島情報公開課長 そうなんですね。

○安達会長 だから、行政不服審査会が担当する場合には、一般の不服審査の場合と並列して、審理員手続がない形で個人情報保護については直接審理できるという形になるんじゃないですか。これが106条の趣旨からすると、こうなりますよね。

○森田副会長 形だけクリアするのであれば、逗子市の情報公開・個人情報保護審査会というのを置いて、ただ、それを一般の行政不服審査会と同じ構成にしちゃうというやり方もあって、実際にそういうやり方をしている自治体も結構あることはありますので、できなくはないんですけれども、何かそうすると、かえって逗子市独自の救済機関がかえって、何か位置づけが非常に中途半端になっちゃう感じもしてですね。

○安達会長 そうなんです。だから、その不服審査と重複するものにならないかという問題は、ちょっとここで検討する必要があるんじゃないかなということです。その行政不服審査会なり、あるいは別立ての個人情報保護の審査会といったものを設けるかは別として、それをつくった場合には、それと個人情報保護委員とを両方並列して載せることにどういうメリットがあるのかということについては、少し検討しないといけないということです。

もっとも情報公開条例は手をつけないとすると、そっちは残ってしまいますが。

○森田副会長 実は、情報公開条例に手をつけるかどうか結構問題で、さっき

の期間の表記の問題もありますけれども、救済機関も結局情報公開審査員との
パラレルでこういうものがありますので、片一方だけいじっていいのかとかい
う問題もありますし。あと、次は神奈川県議の議論では、情報公開条例にも手
つけ始めたがために、非常に論点が増えてしまって、項目的には半分以上情報
公開と連動するような改正の議論をしないといけないということになっていま
して、ちょっとそれを考えると、あえてここで同時、本当は同時にやったほう
が平仄はそろうんですけれども、あまり必要以上にやらないほうがいいのか
なという感じを持ってはいるんですけれども。

○安達会長 ちょっとそこまで手を出すと大変かなという気はしますね。

○矢島情報公開課長 あと実施機関も違ってきてしまうので、議会が抜けてしま
いますと、そちらをどうするのかとか。

○安達会長 そうですね、それもありますよね。

○森田副会長 それは、議会はどうなるんですかね。

○矢島情報公開課長 議会事務局にはきちっと伝えてあるんですけれども、まだ
ちょっと答えは来ていません。

あと、土地開発公社も抜けてしまうんです。逗子市は土地開発公社も情報公
開条例で先に実施機関に入れて、1年後ですかね、個人情報保護条例で実施機
関にという形なんですけど、実際にはないんですけれども。実施機関もずれてし
まうというような形と、あと消防も、今、実施機関は市長部局で入っているん
ですが、独立をさせるようにというような、個人情報保護法では。というよう
な御指示があるので、ずれてしまうところはすごくあるんですね。それを一遍
に直すのか、追って直すのかということで、ちょっとこの体制なので、状況
を見て必要に応じて直していきたいなとは考えているんですけれども。いろい
ろ多分できなくなってしまう。情報公開条例も検討し始めると本当にすごい話に
なってくるので、厳しいかなと考えております。

○安達会長 しばらくの間、情報公開のほうと少しずれがあってもやむを得ない
というふうに割り切るほかないですかね。いずれ情報公開条例も、法がまた改
正をする時期が来れば、そのときに調整するというほうが効率的ではありま
すので。時間的制約もありますので、そこはあまり手を広げないほうがいいよ
うに思います。

ということで、ちょっとこの議論については、もう時間がないですけれども、時間的にもうぎりぎりのところですので、本日はこの後、継続審議というふうにさせていただきたいと思います。

よろしいですか。

それでは、議題3については本日ここまでとしまして、次回以降、特に時間をかけて検討すべき事項を中心に審議をしたいと思います。

では、事務局、よろしいですか、それで。

○矢島情報公開課長 はい、ありがとうございました。

また個人情報保護委員会から新しい資料等が届きましたら、委員の皆様にもお示し、提示され次第、お送りするという形でよろしいでしょうか。4月の会議に間に合えば、もっと前に御提示したいと思いますので、よろしくお願いします。

○安達会長 よろしくをお願いします。

では、議題4、その他ですが、事務局からお願いします。

○矢島情報公開課長 その他として、報告が3件と日程調整がございます。

1番目は資料3の個人情報保護条例の解釈運用基準の改正について、2番目は資料4の個人情報事務登録簿の報告、3番目は資料5の特定個人情報保護評価書の報告となります。

まず1番目に、個人情報保護条例解釈運用基準の改正について御説明させていただきます。

お手元に配付しました資料3を御覧ください。

令和4年第1回定例会で、逗子市個人情報保護条例の一部改正の議案が可決されました。内容的には行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が廃止され、個人情報保護法に統合する改正が行われることから、逗子市個人情報保護条例第2条定義において引用されている法律名及び条項名を改正する必要が生じたもので、条例改正に伴い、法律名等を引用している解釈運用基準を改正するものです。

また、民法の成年年齢を二十から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立したことを受け、1か所だけ「成年（満20年）」とされている点を「成年（満18年）」に改正するものです。

以上でございます。

○安達会長 ただいまの御説明について、御質問、御意見等ございますか。

これも純粹に技術的な改定ですので、御承認いただきたいと思います。

よろしいですか。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

○安達会長 では、次、お願いします。

○矢島情報公開課長 それでは、2点目は栗原副主幹より御説明させていただきます。

○栗原情報公開課副主幹 栗原です。ちょっと時間もありませんので手短に、すみません、説明させていただきます。

続きましては、個人情報事務登録簿の報告につきましてです。

資料4を御覧ください。

今回、新規として市長部局で1件ございます。こちらは環境都市課が所管で、新型コロナウイルス感染症対策事務として、市営駐輪駐車場運営管理主体変更説明会を実施した際に、説明会の参加者の中から感染者が発生した場合に、ほかの参加者の健康観察を行う必要があるために、参加者の方の住所、氏名、電話番号を御本人から収集したものでございます。こちら利用は所管課のみで、説明会終了後1か月に廃棄を予定しております。

登録簿につきましては報告は以上でございます。

○安達会長 よろしいでしょうか。

では、次、お願いします。

○栗原情報公開課副主幹 続きまして、資料5、特定個人情報保護評価書について御説明させていただきます。

今回は、既に公表させていただいている評価書のうち、評価書の内容が修正されたことによる再評価の実施をしたものが1件と、新たに評価をしたものの評価書がありますので御報告をさせていただきます。

修正につきましては、評価書番号の14番、成人等保健に関する事務基礎項目評価書になります。こちらは国のデータヘルス改革を受けまして、健診情報につきまして令和4年6月から情報連携が開始されるということになりましたもので、それに応じまして評価書の内容を修正したものでございます。ちなみに、

こちらは委員会への報告は令和4年2月9日に終了しております。

続いて、新たに評価を実施しました評価書につきましては、評価書ナンバーの24番、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務でございます。こちらは新聞等でも話題になった事業でありますけれども、支給要件の確認に必要な税情報の収集が番号法により実施されることになりましたことで、新たに評価書を作成したものです。こちらにつきましては、令和4年1月24日に個人情報保護委員会へ報告、公表が済んでおります。

以上でございます。

○安達会長 どうもありがとうございます。

この件に関して、何か御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、最後になりますが、次回の審議会の日程調整ですかね。

(日程の調整)

○安達会長 4月26日火曜日午前10時から。5月31日火曜日、6月28日火曜日いずれも午前10時から。7月25日(月)午後2時から。それでは、日程調整も済みましたので、本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。

お疲れさまでした。

午後 4時40分閉会